広報家畜衛生

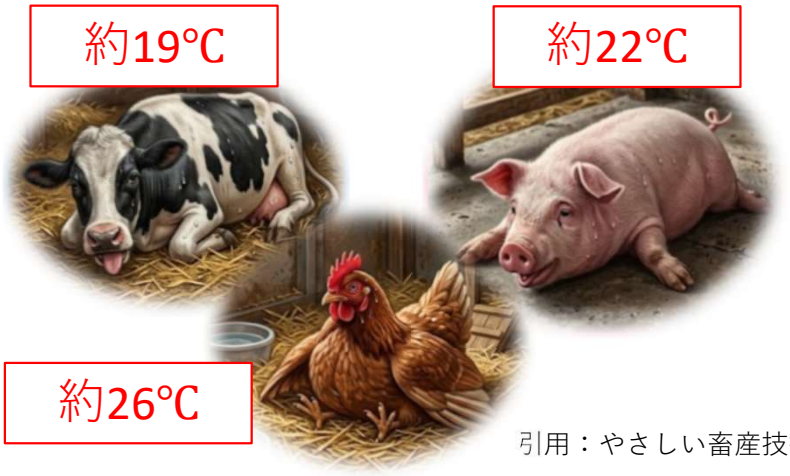
令和8年7月3日発行

〇徳島家畜保健衛生所
〒770-0045 徳島市南庄町5丁目94
TEL 088-631-8950 FAX 088-631-8938
〇阿南支所
〒774-0030 阿南市日開野町谷田483-3
TEL 0884-22-0304 FAX 0884-22-2225

家畜保健衛生所ホームページURL
https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/sangyo/chikusangyo/2014022000090/

家畜の暑熱被害に備えましょう

家畜が暑さを感じはじめる温度



引用：やさしい畜産技術の話

畜産への被害

- 家畜のへい死
- 乳量、産卵率の低下
- 食欲不振
- 繁殖能力の低下

暑熱被害を防ぐためには、事前の「備え」が重要です

☑ **家畜の体感温度の低下に努める。**
飼育密度の緩和、換気扇や扇風機による畜体等への送風や散水、散霧を行い家畜の体感温度を低下させることが重要です。

☑ **畜舎環境を改善する。**
寒冷紗やよしずによる日除け、屋根裏・壁・床への断熱材の設置及び屋根への消石灰の塗布等を行うことが重要です。

☑ **飼養管理**
良質で消化率の高い飼料の給与、ビタミンやミネラルの追給及び清浄で冷たい水の給与をすることが重要です。

☑ **飼料作物の管理**
夏枯れ等により草勢の低下が見られた場合には、必要に応じて追播や、は種直後の雑草防除等適確な維持管理作業を行うことが重要です。

畜産農家の皆様も、水分・塩分の補給や、涼しい場所での休憩など、**熱中症予防対策**を心がけてください。

家畜伝染病予防法改正について

背　景

- 令和６年11月、福岡県で**ランピースキン病の変異ウイルス**が発生、熊本県まで被害が拡大
- 令和２年より豚熱の新型PCR検査を実施。**検査技術の確立を踏まえた殺処分**とすることが肝要
  また、県の獣医師の業務量が過大となる中、**効果的なワクチン接種の実施体制の構築**が急務
- 近年、**違法輸入畜産物の国内の外国食材店での販売**が散見され、早急に対応が必要

法律の概要

１．ランピースキン病を家畜伝染病に格上げ

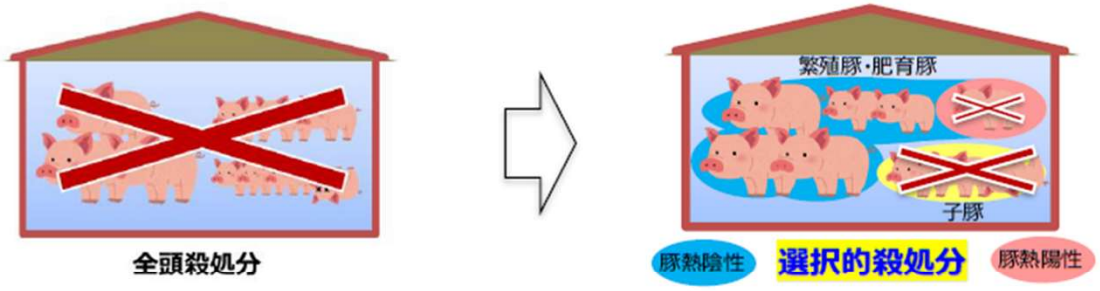


- 届出伝染病から**家畜伝染病へ格上げ**し、**緊急ワクチン接種、殺処分、移動制限**等を義務付け（注：届出伝染病については予防検査のみ可能）
  【第２条第１項、第17条第１項、第21条第１項】

２．豚熱への効率的・迅速な対応

(1) 豚熱に係る選択的殺処分の実施

新型PCR検査による知見を踏まえ、全頭殺処分から、**子豚や症状があり検査陽性となった豚**を殺処分とする方法に変更
【第16条第１項、第17条】



(2) 豚熱ワクチン接種者の確保等

① **都道府県からの要請**があった場合、研修を受け**獣医師相当の接種技術を備えた飼養衛生管理者**も**豚熱ワクチン接種**が可能となる特例を措置 【原始附則第５条～第10条】

② 豚熱ワクチン接種後の確認検査を、都道府県から**大学や民間検査機関に委託**した場合、**委託費の1/2を国が負担**
【第60条第１項】

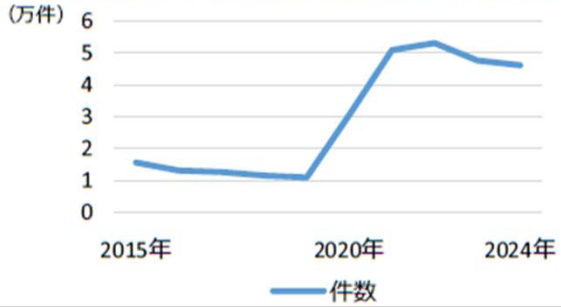
３．輸入禁止品への対応強化

- AIを活用したX線画像解析等により輸入検疫体制を強化しつつ、以下の手当を措置

① **輸入禁止品の販売等を禁止**
【第44条の２】

② **家畜防疫官**に、**外国食材店等への立入検査**及び**輸入禁止品の廃棄権限**等を付与
【第51条第２項～第６項】

◆国際郵便による違反畜産物の持込み件数の推移



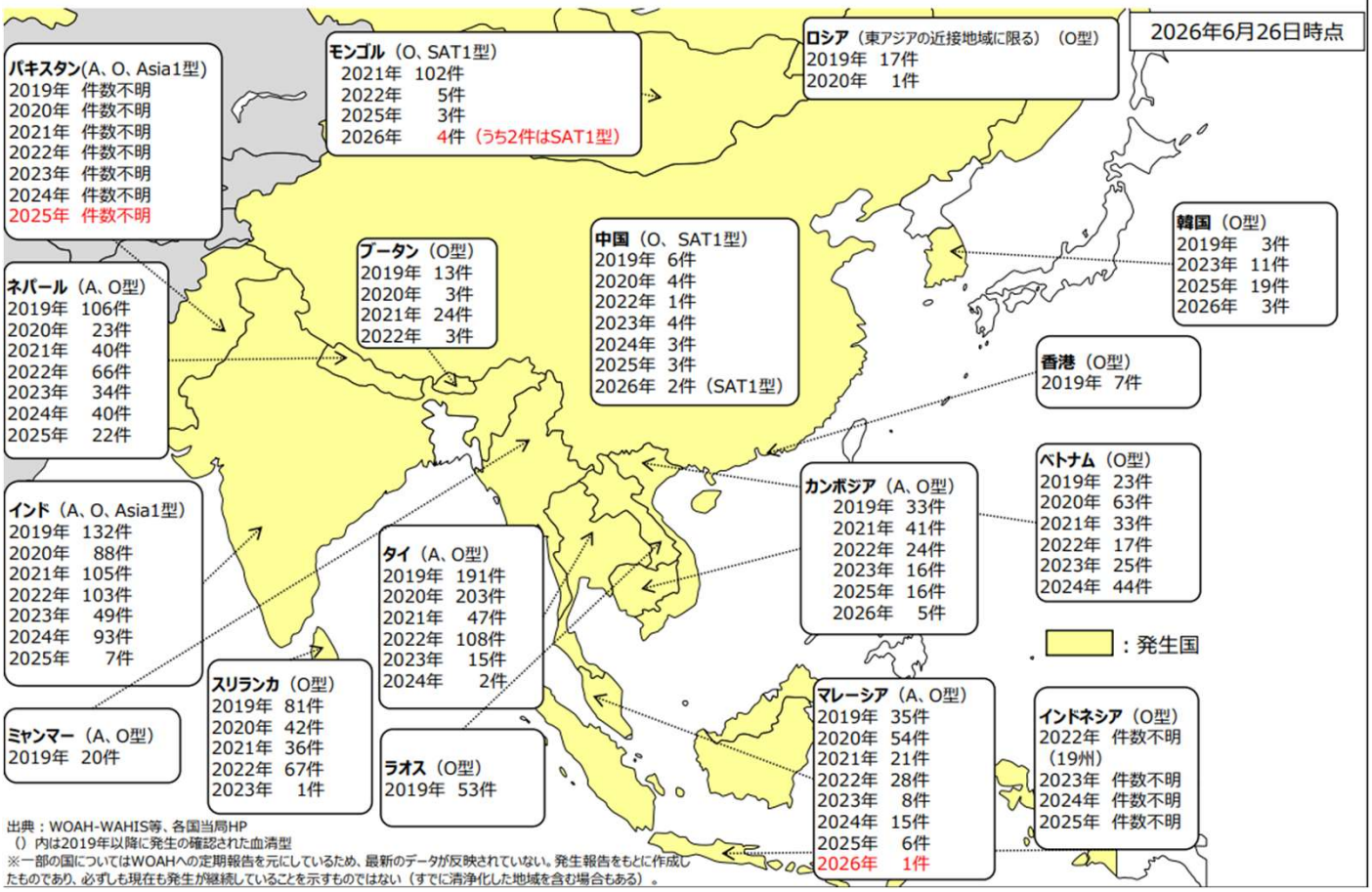
◆発覚から逃れるため、ソーセージと一緒にタバコやコーンを同梱した事例



施行期日

令和8年7月1日
（ただし、2(1)、(2)②は本改正法の公布の日（令和8年5月19日）。2(2)①は令和9年5月1日）

アジアにおける口蹄疫の発生報告状況（2019年以降）



出典：WOAH-WAHIS等、各国当局HP
（）内は2019年以降に発生の確認された血清型
※一部の国についてはWOAHへの定期報告を元にしているため、最新のデータが反映されていない。発生報告をもとに作成したものであり、必ずしも現在も発生が継続していることを示すものではない（すでに清浄化した地域を含む場合もある）。

疑わしい症状は直ちに通報を！

口蹄疫は牛や豚などで発熱や食欲不振に始まり、後に**泡状のよだれ**を流したり、**口、ひづめ、乳房に水疱（水ぶくれ）**ができるのが特徴です。

～牛の症状～

写真：宮崎県提供



＜A型口蹄疫ウイルスの感染実験の結果＞

写真：動物衛生研究部門提供





毎日必ず健康観察し、これらの症状を見つけ次第、直ちに獣医師や最寄りの家畜保健衛生所に連絡しましょう。

牛では、１頭のみに着目せず、泡状のよだれを多く流している個体が多い、上記の症状が急速に拡がるなど、群としての異状の有無を確認することが重要です。

～豚の症状～

写真：宮崎県提供



＜A型口蹄疫ウイルスの感染実験の結果＞

写真：動物衛生研究部門提供





毎日必ず健康観察し、これらの症状を見つけ次第、直ちに獣医師や最寄りの家畜保健衛生所に連絡しましょう。

連絡先：徳島家畜保健衛生所　０８８－６３１－８９５０
阿南支所　０８８４－２２－０３０４

伝染病予防のため、飼養衛生管理を徹底しましょう

家きん舎の周囲には、病原体が侵入する経路が多く存在しています。
今一度、点検・確認をお願いします！

予防対策の重要ポイント



① 人・物・車両によるウイルスの持ち込み防止
- 衛生管理区域、家きん舎への出入りの際の洗浄・消毒の徹底
- 衛生管理区域専用の衣服、靴、家きん舎ごとの専用の靴の使用
- 上記措置の記録

② 野生動物対策
- 防鳥ネットの設置・修繕、壁の破損・隙間の修繕
- 家きん舎周囲の清掃、整理・整頓
- 上記措置の定期点検

家畜保健衛生所では農場へ立入検査を実施し、
飼養衛生管理基準の遵守状況の確認を行っています。
検査への御協力をお願いいたします。



**集卵ラインの隙間から
ネコが侵入することも！**

（農林水産省HP「鳥インフルエンザに関する情報」→）

飼養家きんの異状を見つけた場合は、最寄りの家畜保健衛生所に連絡してください
連絡先：徳島家畜保健衛生所 088-631-8950／阿南支所 0884-22-0304

令和8年7月1日から家畜伝染病予防法が改正されます

- **輸入検査を受けずに輸入された肉、肉製品は、国内で買ったものでも、販売禁止になります**
- **動物検疫所が立入検査にいくことがあります**



もしも、販売したら、家畜伝染病予防法により、



300万円の罰金や、

3年まで刑務所に入れられることがあります



肉、肉製品、野菜、果物は、手続きをせずに外国から日本に持ってきてはいけません

誰かに日本に送ってもらうのもいけません

家畜の病気の発生状況などにより、日本への持ち込みができない国・地域があります。

持ってきたいときは、外国から日本に送る前に肉は動物検疫所へ、野菜や果物は植物防疫所に相談してください



輸入禁止地域と物

といあわせさき

動物検疫所
肉、肉製品
（肉、肉製品）

植物防疫所
野菜・果物
（野菜・果物）

MAFF
農林水産省

新時代へ
躍り出そう
TOKUSHIMA

収入証紙（※）の 販売・使用を 終了します



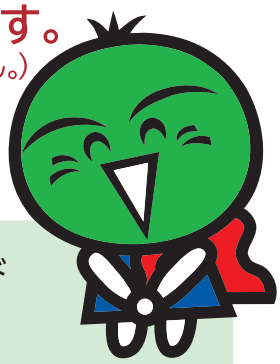
（※）収入証紙は、運転免許の更新やパスポートの申請などで、現金の代わりに申請書などに貼り付けて手数料等を収めるものです。国の「収入印紙」とは異なりますので御注意ください。

証紙の**販売**は	証紙の**使用**は	未使用証紙の**還付**は
令和8年（2026年）**9月末**まで	令和9年（2027年）**3月末**まで	令和13年（2031年）**9月末**まで

令和8年10月以降、未使用の収入証紙は、返還いただくと額面金額を還付します。
詳しい手続については、今後、県のホームページ等でお知らせします。

収入証紙に代えて、県の手数料等をいろいろな方法でお支払いいただけます。

※申請手続によって、支払方法や利用開始時期が異なります。
（全ての手数料等について、下記の方法でお支払いいただけるわけではございません。）
詳しくは、順次 県ホームページ等でお知らせします。



窓口申請の場合

- **クレジットカード**
  VISA、Mastercard、JCB
- **コード決済**
  PayPay、d払い、楽天Pay、auPay
- **電子マネー**
  交通系電子マネー（Suica等）、WAON、楽天Edy、nanaco、QUICPay など

電子申請の場合

- クレジットカード
- PayPay
- d払い
- auかんたん決済
- Pay-easy（ペイジー）
  ※ペイジー対応の金融機関のATMやインターネットバンキングから納付する方法

※ このほか、県が発行する納付書を使用して、金融機関窓口等で現金によりお支払いいただくこともできます。
希望される方は、各申請書等の提出先へお問い合わせください。

詳しくはこちら ▶

お問い合わせ 徳島県出納局会計課
TEL：088-621-2650
MAIL ： kaikeika@pref.tokushima.lg.jp

从2026年7月1日起，将修改家畜传染病预防法。

·未经进口检验检查的肉类及肉制品入境日本，即使是您在日本国内购买的也将被禁止销售。

·动物检疫所官员会进行现场访问检查。



如果您出售这些肉类及肉制品，根据《家畜传染病预防法》，



处罚最高 300 万日元的罚款 或
最长 3 年的监禁。

请注意！下面都是禁止行为！
未经检验的肉、肉制品、蔬菜、水果，
禁止带入日本。
严禁使用国际快递包裹寄送日本。

根据家畜疾病的发生情况等，有些国家和地区禁止携带入境日本。

如果您想携带肉类、蔬菜、水果等食品入境日本，未到日本之前，请您提前咨询动物检疫所或植物防疫所。

禁止进口肉类产品等的地区

咨询处

动物检疫所
（肉类、肉制品）

植物防疫所
（蔬菜·水果）

MAFF
農林水産省

Từ ngày 1 tháng 7 năm 2026,Luật phòng chống bệnh truyền nhiễm gia súc sẽ được sửa đổi.

*** Các loại thịt và sản phẩm từ thịt được nhập khẩu mà không qua kiểm dịch nhập khẩu, dù là hàng mua trong nước, cũng sẽ bị cấm bán.**

*** Có trường hợp Cơ quan kiểm dịch động vật sẽ đến kiểm tra trực tiếp.**





Nếu vẫn bán các sản phẩm này, theo Luật phòng chống bệnh truyền nhiễm gia súc, có thể bị:

*** Phạt tiền lên đến 3 triệu yên**

*** Hoặc bị phạt tù đến 3 năm**



Không được tự ý mang vào Nhật Bản từ nước ngoài các loại:

*** Thịt , Sản phẩm từ thịt**

*** Rau củ , Trái cây**

mà không làm thủ tục cần thiết.

Cũng không được nhờ người khác gửi các sản phẩm đó sang Nhật.

Do tình hình phát sinh dịch bệnh gia súc, có những quốc gia/khu vực không được phép mang thực phẩm vào Nhật Bản.

Khu vực cấm nhập khẩu

Nếu muốn mang sang Nhật, trước khi gửi hoặc mang từ nước ngoài vào Nhật:

Thịt, sản phẩm thịt → hãy hỏi Cơ quan kiểm dịch động vật

Rau củ, trái cây → hãy hỏi Cơ quan kiểm dịch thực vật

(MAFF – Bộ Nông Lâm Thủy sản Nhật Bản)